

# 隣保館だより

第454号

2024年 4月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



九重町隣保館

じんけん やかた  
人権の館

じんけん ひと けんり  
人権とは人としての権利

だれ しあわ い けんり  
誰もが「幸せに生きる権利」

ねが  
それはみんなの願い

じんけん であ ひと ひと であ ば  
人権との出会い・人と人との出会いの場

りんぼかん  
あなたのそばに隣保館

## ～大分県パートナーシップ宣誓制度～

大分県では、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「大分県パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から開始しました。

### ●パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、県が宣誓書受領証を交付して、宣誓があったことを証明する制度です。

### ●制度の概要

この制度は、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々が、人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、大分県として応援するものです。受領証を提示することで、県や県内市町村の行政サービス（公営住宅への入居、公立病院での手術同意等）を利用できるようになります。

### ●宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

〈要件〉

- (1) 双方が成年（満18歳）に達していること
- (2) 双方またはいずれか一方が、県内に住所を有し、または3か月以内に県内への転入を予定していること
- (3) 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- (4) 宣誓者同士が近親者でないこと  
(パートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)

詳しくは  
県のホームページをご覧ください。

### ●お問い合わせ先

大分県人権尊重・部落差別解消推進課  
(電話097-506-3175)



大分県  
パートナーシップ  
宣誓制度

## 大分県市町村共通サービス

全市町村で制度の対象となる行政サービスを共通化します。  
九重町では以下のサービスが対象です。

行政サービス名	内容	役場窓口
公営住宅の入居	入居資格要件（同居家族要件）の緩和	建設課
犯罪被害者等見舞金	配偶者として見舞金の支給対象	人権尊重・部落差別解消推進課 (九重町隣保館)

### ●お問い合わせ先

九重町人権尊重・部落差別解消推進課（九重町隣保館） 電話0973-76-2468

## ～障害者差別禁止法の改正～

### 事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化

障がいを理由とする偏見や差別をなくし、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会へ

2024年4月に障害者差別解消法の一部が改正され、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。

#### 「合理的配慮の提供」とは？

行政機関やお店や会社などの事業者に対して、障がいのある人からバリアを取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

～できなくて困っています

社会的バリアを取り除くための申し出

～だと助かります

建設的対話（障がいのある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討  
対応例：筆談、読み上げ、代筆、タブレット端末の利用、介助など

～することでいかがでしょうか

合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！

## あなたのそばの隣保館 ◆隣保館は身近な相談窓口です◆

### 九重町隣保館は年間を通じて下記のような事業を実施します。

- 相談事業 人権相談 毎週月・木曜日9：00～16：00まで
- 啓発・広報事業 人権学習や隣保館だより、人権DVD・本の貸し出しを行います。
- 地域福祉事業 隣保館ハッスルシルバーズ（デイサービス）を行っています。
- 地域交流事業 生け花教室・編み物教室・歌声サロン・パワーアップ教室・パソコン教室
- 貸館事業 文化活動等のグループ活動や話し合いなど、事前に申し込みをいただければ利用することができます。

デイサービスや各教室以外に「隣保館ふれ愛ひろば」や「こどもふれ愛ひろば」、「カラフルタイム」など、地域の皆さまに来ていただき、交流をする場もあります。ぜひお越しください。

## 九重町隣保館人権学習会について

九重町隣保館では、年間4回の人権学習会を開催しています。

人権課題にすべての人が関係する以上、わたし達は人権について学ぶ必要があります。

2024年度の「九重町隣保館人権学習会」は、次の人権課題について年4回開催します。

部落差別をはじめとした、あらゆる人権課題について学習し、自らの人権感覚を磨いていきたいと思います。みなさんの参加をお待ちしています。

5月15日(水) 19:00～  
テーマ「外国人の人権」

9月18日(水) 19:00～  
テーマ「部落差別」

11月20日(水) 19:00～  
テーマ「医療をめぐる人権」

2025年2月19日(水) 19:00～  
テーマ「性的少数者をめぐる人権」

ごあいさつ

皆様には平素より隣保館の運営及び、事業の推進に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2024(令和6)年度は、人権尊重・部落差別解消推進課(隣保館)として2年目になります。業務等につきましては、住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談や、人権課題の解決のために、様々な事業に取り組んでまいります。

また、誰もが気軽に立ち寄れる、そして相談できる隣保館づくりを目指しておりますので、どうぞお気軽にお越しください。

皆様とお会いできることを楽しみにお待ちしております。



大分県水平社創立100周年を迎えて  
人の世に熱あれ 人間に光あれ

1924年(大正13年)3月30日に大分県水平社が設立され、今年で100年を迎えました。

100年を迎えた今でも、部落差別はなくなっておりません。インターネット上での誹謗中傷や差別情報の拡散など、新たな人権問題も発生しています。

この水平社宣言が目指した「あらゆる差別を許さず誰もが一人の人間として尊重される社会」この宣言に込められた当時の人々の思いから、いま、私たちは何ができるのでしょうか。

記念碑の近くをお通りの際はぜひご覧いただき、差別のない社会を実現するための行動を見つめなおしてみましよう。社会に光を照らすのは、あなた自身です。



大分県水平社創立100周年記念碑  
(場所:大分県別府市楠町9)

お知らせ

隣保館人権学習会を開催します

- 日 時: 2024年5月15日(水)  
19:00~
- 場 所: 九重町隣保館 2階 展示室
- テーマ: 外国人の人権

カラフルタイムを開催します

- 日 時: 2024年5月17日(金)  
10:00~11:30
- 場 所: 九重町隣保館
- 持ち物: 上履き、タオル、飲み物をお持ちください。

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
4月23日(火)	歌声サロン
4月25日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)



月 日	行 事 名
5月7日(火)	パワーアップ教室
5月9日(木)	ハッスルシルバース(13期生)
5月10日(金)	生け花教室
5月13日(月)	編み物教室※第2週の開催です。
5月15日(水)	隣保館人権学習会
5月17日(金)	カラフルタイム
5月20日(月)	編み物教室
5月23日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)
5月28日(火)	歌声サロン